

宇和島圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱

（設置）

第1条 定住自立圏構想推進要綱（平成28年9月23日付総行応第293号。以下「推進要綱」という。）第6に規定する定住自立圏共生ビジョン（以下「ビジョン」という。）を策定し、又は変更するに当たり、ビジョンの内容について民間、地域の関係者等の意見を幅広く反映するため、宇和島圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 懇談会は、ビジョンの策定又は変更のために必要な事項を検討する。

（組織）

第3条 懇談会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

（1）推進要綱第5に規定された政策分野に関係する者

（2）圏域の住民の代表者

（3）前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 懇談会に会長及び副会長をそれぞれ1名置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 懇談会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 懇談会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を懇談会の会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

4 懇談会の会議は、公開するものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、懇談会に諮って非公開とすることができる。

（庶務）

第7条 懇談会の庶務は、宇和島市企画政策部企画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。